



島根県報

令和5年6月9日（金）
号外第74号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第401号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	432号	松江市古志原5丁目834番1地先から同79番5地先まで	前	メートル 19.96～ 28.16	メートル 9.13	松江県土整備事務所 不用物件発生 減幅
			後	メートル 19.96～ 28.16	メートル 9.13	

島根県告示第402号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所97番1地先から同2451番1地先まで	前	メートル	メートル	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				A	5.80～ 13.40		186.28
			B	10.75～ 32.30	161.55		
			後	B	10.75～ 32.30	161.55	

島根県告示第403号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見1716番1地先から同1715番1地先まで	メートル 13.00	令和5年 6月9日	県央県土整備 事務所	